

2022年度地方財政の充実・強化に関する要望意見書

現在、地方自治体には、急激な少子高齢化の進展にともなう子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

よって、国及び関係機関におかれましては、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すため、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 社会保障の維持・確保、防災、減災、脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置を図ること。
- 3 まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
- 4 臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止や変更、減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方自治体の意見を反映し、慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、衆議院議長、参議院議長